#### 吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及び発電用ボイラーに係る窒素酸化物の削減の指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領の用語の意義は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)の定めるところによる。
- 2 前項に定めるもののほか、この要領において、固定型内燃機関等とは、市内に設置する別表第1に掲げる施設をいう。 (指導内容)
- 第3条 市長は、固定型内燃機関等を設置し、又は設置しようとする者に対し、次に掲げる事項を指導する。
  - (1) 別表第2に定める固定型内燃機関等に係る排出ガス中の窒素酸化物排出量の許容限度を遵守すること。
  - (2) 排出口の高さは、付近の建築物を考慮し、可能な限り高くすること。
  - (3) 窒素酸化物濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるように、測定箇所を設けること。
  - (4) 窒素酸化物の排出量のより一層の低減を図るため、ガス、灯油等の良質燃料の使用その他の対策の実施に努めること。

(設置等の届出)

- 第4条 固定型内燃機関等を設置しようとする者は、原則として、設置の工事の着工予定日の前日から起算して60日前までに、固定型内燃機関等設置(使用・変更)届出書(様式第1号)により、次の事項を市長に届け出るものとする。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
  - (3) 固定型内燃機関等の種類
  - (4) 固定型内燃機関等の構造及び使用の方法
  - (5) 窒素酸化物の処理等の方法
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 2 この要領の施行の際現に固定型内燃機関等を設置している者(現に市長の行政指導に基づき前項各号に掲げる事項について届出をした者を 除く。)は、速やかに固定型内燃機関等設置(使用・変更)届出書(様式第1号)により、前項各号に掲げる事項を届け出るものとする。
- 3 前2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第1項第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、原則として、当該変更に係る工事の着工予定日の前日から起算して60日前までに、固定型内燃機関等設置(使用・変更)届出書(様式第1号)により、市長に届け出るものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30日以内に、氏名等変更届出書(様式第2号)により、市長に届け出るものとする。

- 5 固定型内燃機関等を設置している者は、その固定型内燃機関等の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、固定型内燃機関等使用廃止届出書(様式第3号)により、市長に届け出るものとする。
- 6 固定型内燃機関等を承継した者は、当該承継の日から30日以内に、承継届出書(様式第4号)により、市長に届け出るものとする。
- 7 前各項の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び写し1部とする。
- 第5条 法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)に基づくばい煙発生施設等(固定型内燃機関等に係るものに限る。)の設置、使用、変更、使用の廃止若しくは承継又は当該施設等の設置者の氏名等の変更について届出をした者については、前条の規定による届出を要しない。

(測定及び報告)

- 第6条 固定型内燃機関等を設置している者は、その設置する固定型内燃機関等(大気汚染防止法施行規則(昭和46年 通商産業第1号) 第15条第5号に測定及びその結果の記録についての定めがあるものを除く。)に係る窒素酸化物濃度及び酸素濃度を、別表第3に掲げる測定 方法により、6月を超えない作業期間ごとに1回以上測定し、その結果並びに測定の年月日、箇所、方法及び当該固定型内燃機関等の使用の 状況を記録し、3年間保存するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による測定の結果等について報告を求めることがある。 附則
  - この要領は、平成22年7月1日から施行する。 附則
  - この要領は、平成24年7月20日から施行する。 附則
  - この要領は、令和3年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第2条関係)

222/20 = (2/2 = 2/4)24/1/2						
施設の種類	使用の方法	施設の規模				
ガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関	常用	燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上であること。				
発電用ボイラー	常用	定格の発電出力が2万キロワット以上であること。				

### 備考

- 1 「使用の方法」の「常用」とは、非常用(停電時、災害時及び事故時に専ら用いられるものをいう。)以外をいい、ピークカットのための 使用を含む。
- 2 ガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関については平成元年2月1日以後に、発電用ボイラーについては平成9年4月1日以後に設置 したものに限る。

3 燃料の量の重油の量への換算方法は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準(昭和57年大阪府告示第1315号)別表第2の定めるところによる。

## 別表第2(第3条関係)

	田字刑内とと 日字刊内と 日字刊内と 日字刊内と 日字刊内と 日字刊内と 日子刊内と 日子刊内と 日子刊内と 日子刊内と 日子刊内と 日子刊内 日子刊内 日子刊内 日子刊内 日子刊内 日子刊内 日子刊内 日子刊内	指導基準値(単位:ppm(0 <sub>2</sub> =0%))						
固定型内燃機関等の種	固定型内燃機関等の規模(定格発電 出力又は燃料の燃焼能力(重油換	平成元年2月1日から平	平成4年4月1日から平	平成9年4月1日以後に				
類	山刀又は燃料の燃焼能力(重価換   算))	成4年3月31日までに設	成9年3月31日までに設	設置したもの				
	<i>异))</i>	置したもの	置したもの					
	2万キロワット以上15万キロワット			30				
	未満	150	100	30				
ガスタービン	2,000キロワット以上2万キロワッ	100	100	80				
	ト未満			00				
	2,000キロワット未満	200	150	100				
ディーゼル機関		500	300	300				
ガス機関	1時間当たり150リットル以上	300	200	100				
	1時間当たり50リットル			150				
	以上150リットル未満			190				
	1時間当たり50リットル未満	5	00					
発電用ボイラー	15万キロワット未満	-	_	25				

### 備考

- 1 当分の間、ガスタービンの項中「80」とあるのは「85」と、ガス機関の項中「100」とあるのは「120」とする。
- 2 別表第1の「使用の方法」を「常用」に変更しようとする場合は、新たに固定内燃機関等を設置しようとする場合とみなす。
- 3 ガスタービン及び発電用ボイラーのうち、定格の発電出力が15万キロワット以上の施設については、別途市長と協議するものとする。

#### 別表第3 (第6条関係)

窒素酸化物濃度	日本産業規格K0104に定める方法
酸素濃度	オルザット法又は日本産業規格B7983に定める方法

# 固定型内燃機関等設置(使用・変更)届出書

年 月 日

吹田市長 宛

届出者 住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領第4条第1項(第2項・第3項) の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		*	整	理	番	号	
工物人は事業物の石物		*	受	理年	三月	日	
	(郵便番号 )	*	施	設	番	号	
工場又は事業場の所在地		*	審	査	結	果	
固定型内燃機関等の種類		*	備			考	
固定型内燃機関等の構造、使用の方法及び窒素 酸化物の処理等の方法	別紙のとおり						

添付書類 1 固定型内燃機関等及び窒素酸化物の処理を行う施設の設置場所を明記した 図面(工場又は事業場の平面図)

2 変更概要説明書(変更届の場合に限る。)

参考事項		
工場又は事業場の事業内容	常時使用する従業員数	
工場又は事業場の規模(資本金)	届出すべき者が常時使 用する従業員数	
当該届出についての担当部課名及び連絡先		
(電話番号)		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

固	工場又	スは事業	場におり	ける旅	拉設番号								
定型	名	称 及	な ひ	₹ 	型 式								
内	設	置	年	月	日		年	月	日		年	月	日
燃機	着	手 予	定	年	月日		年	月	日		年	月	日
関 等	使 用	開始	予复	官 年	月日		年	月	日		年	月	日
の構	規模	燃焼のM /h)	然焼能力	力(重測	由換算L								
造	., ., .,	発電設備											
固定	使用	1日の他 用日数等		引及び	月間使								
定型内	状況	季	節	変	動								
燃機		種			類								
機関	発熱量(kJ/kg, kJ/Nm³) 燃焼												
関 等	KNAT	通常の何	吏用量(	L/h, N	m <sup>3</sup> /h)								
の使		混	焼	割	合								
用の	出出	出ガス量(Nm³/h)		湿	ŋ	最大		通常		最大		通常	
方法	191-山人	/ A 里 (IVIII	/ 11/	乾	き	最大		通常		最大		通常	
伝	用				途								
	工場又	とと物の外では は事業場	易におけ	ける施	設番号								
窒素		とと		さ行う.	施設の								
酸化	窒素酸	と 他物の 湯	農度	処	理 前			(02=0	%)			(02=0	%)
物の	(ppm)			処	理 後			(02=0	%)			(02=0	%)
処	排出ス	ブス中の酢											
理等		ブス温度											
の方	排出口の実高さ Ho (m) 及び頂上口径 D(m)							D		Но		D	
法	陣	傘	0)	有	無		有•	無			有·	無	
	窒素酶	変化物測:	定口の	有無及	及び口径	有(口	径	mm) •	無	有(□	径	mm) •	無
添付	添付書類 1 固定型内燃機関等の構造概要図(主要寸法を記入すること。)								記入で	すること			

- 2 窒素酸化物の処理等を行う施設(煙突、フード、ダクト等を含む。)の構造概要図(主要寸法及び測定箇所を記入すること。)
- 備考 1 設置届の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届の場合には設置年月日の欄に、変更届の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
  - 2 窒素酸化物の濃度は、乾きガス中の濃度とし、左欄には排出ガス中の酸素濃度での値又は設計値、右欄にはそれらを $0_2 = 0$ %換算したものを記載すること。

# 氏名等変更届出書

年 月 日

吹田市長 宛

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

に変更があったので、

吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領第4条第4項の規定により、次の とおり届け出ます。

工場又は事業場の名称								※ 整 理	里番 号	
工場又は事業場の所在地							※受理	年月日		
変更の内容							※施設	设番号		
发	文 り	门谷	変更	後						
変	更	の年	月	日	年	月	日	※備	考	
変	更	の	理	由						

	参考事項	
当該届出についての担当部		
課名及び連絡先 (電話番号)		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

# 固定型内燃機関等使用廃止届出書

年 月 日

吹田市長 宛

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

固定型内燃機関等の使用を廃止したので、吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減 指導要領第4条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※整理番号	
工場又は事業場の所在地					
工場又は事業場の別任地				※受理年月日	
固定型内燃機関等の種類				※施設番号	
固定型内燃機関等の規模及び					
施設番号					
固定型内燃機関等の設置場所				※備 考	
使用廃止の年月日	年	月	日		
使 用 廃 止 の 理 由					

	参考事項
当該届出についての担当部課	
名及び連絡先(電話番号)	

- 備考 1 固定型内燃機関等の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、廃止した固定型内燃機関等を明示すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。

### 承継届出書

年 月 日

吹田市長 宛

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

固定型内燃機関等に係る届出者の地位を承継したので、吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領第4条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は	よ 事 業 場	りの名	3 称				※整理番号	
工場又は	事業場の	生 地				※受理年月日		
固定型内	燃機関等	等の利	重類				※施設番号	
固定型内燃	及び							
施設番号								
固定型内燃機関等の設置場所								
承 継	の年	月	日	年	月	日		
	住		所				※備考	
被承継者	氏名(法	人にま	うつ					
1) (八) (八) (八) (八) (八) (八) (八) (八) (八) (八	ては、名	称及	び代					
	表者の氏	(名)						
承 継	0)	原	因					

	参考事項
当該届出についての担当部課	
名及び連絡先(電話番号)	

- 備考 1 固定型内燃機関等の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、承継した固定型内燃機関等を明示すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。